V

交付金及び概算払の申請

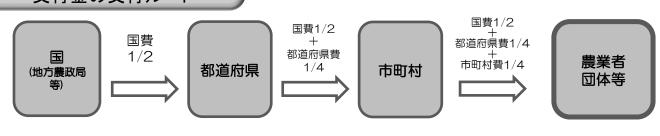
事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとすると きは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

1 交付金の交付申請

(市町村向け記述) 市町村が定める期日を記入してください。

- 毎年度、<mark>〇月〇日まで</mark>に、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出 します。
- 市町村における審査後、市町村長から交付金の交付決定通知が送付されます。

交付金の交付ルート



交付申請時の留意点

(市町村向け記述) 交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き 方法等、手続き上必要な事項があれば追記し てください。

2 概算払の請求

- 交付決定の通知がなされた後、交付金の概算払(前払)を受けようとするときは、概算払請求書を市町村長に提出します。
- 市町村における審査後、市町村長から概算払決定通知書等が送付され、交付金が支払われます。

交付申請書、概算払請求書は、市町村が定める様式を使用してください。